

令和6年度 江戸川区立春江中学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

学校の教育目標

- ・自ら進んでよく学び、協力してはたらく生徒
- ・規律を守り、責任を重んずる生徒
- ・心身ともに健康で思いやりのある生徒

目標策定の方針

- ・人権教育プログラム（東京都教育委員会）に則る
- ・生徒の実態把握に基づく
- ・自己肯定感と他者理解
- ・社会に資する心構えを醸成する

人権教育の目標

- ・自己の向上に励み学習を怠らない人
- ・自他を尊重し受容できる人
- ・他者と協力・協調して役割を果たす人
- ・社会の一員として他に貢献できる人

人権教育に関する指導の実態把握

- ・教職員による学校評価
- ・保護者による学校評価
- ・学級学年経営における指導の過程
- ・文科省、東京都における学習状況調査

目指す児童・生徒像

- ・根拠のある自尊感情
- ・他者の受容、思いやり
- ・協力的、協調性、貢献

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- ・将来の進路希望を実現できるよう学力と進路意識を高める・自己を尊重相手の立場を理解し尊重し合える心を育てる
- ・社会の一員としての自覚を持ち貢献できる気持ちを育てる・家庭、学校、地域の活動の中で思いやりの気持ちを育む

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

普遍的な視点からの取組：個人の尊重、社会規範、権利と義務、自由と責任、生命尊重の心情や態度、豊かな人間性を育む学習、自己理解や他者理解を図る学習、自尊感情を高める学習、コミュニケーション能力を高める学習、人権の意義に関する学習、法の下での平等
個別的な視点からの取組：女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、災害に伴う人権問題、ハラスメント、性同一性障害者性的志向、路上生活者

学年・学級経営

- 第1学年 ・自己肯定感と他者受容の醸成 ・班活動、係活動を通じた協力協調の精神の育成
- 第2学年 ・学級指導において、学級、学年の諸問題を一人一人に考えさせる機会をつくる
- 第3学年 ・行事、委員会等を通じて学校全体としての立場で物事を考えさせる

日常的な指導

- ・学級内における受容的な人間関係の構築
- ・生活班による当番活動の充実
- ・学年行事による集団活動の推進

教科等の指導

- ・人権尊重に基づく学習集団の構築
- ・学力定着への努力の奨励
- ・わかる授業による保障

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・各教科、道徳、学級指導、行事等の指導との関連を図った体験的な学習を行う。
- ・各学年に重点指導学習行事を策定する。
(1年高齢者・障害者 2年：LGBTQ・デートDV 3年：発達障害)

教職員の研修

- ・人権教育プログラムを活用し、様々な人権課題について正しい理解を深める。
- ・人権教育推進担当が研修した内容を教職員研修会で適宜確認し研修する。

校種間の連携

- ・学区内の春江小学校・新堀小学校との小中連携行事
- ・上記小学校との年度切り替え時における情報交換

家庭・地域との連携

- ・朝の挨拶運動 ・各種配布物、HP
- ・PTAの一人一役係制
- ・開かれた学校づくりアンケート
- ・PTA定例役員会、専門委員会
- ・学校公開、保護者会、地域運営連絡協議